(案)

道路運送法第9条第4項及び同法施行規則第9条第2項に掲げる 協議が調っていることの証明書

令和5年8月4日付け札幌市公共交通協議会地域公共交通会議南区部会において、下記 事項に関し、協議が調ったことを証明する。

記

1 協議が調っている運行態様又は運送の区間

運 行 態 様:道路運送法第4条による運行

運送の区間:別紙のとおり

2 協議が整っている運賃(料金)の種類及び額

一般運賃	350 円	中学生以上
福祉割引運賃		身体障がい者手帳・療育手帳・施設長の
(身体障がい者割引・	180 円	発行する割引証明書の所持者と介護者
知的障がい者割引)		
こども運賃	180 円	6 歳~12 歳未満(小学生)
乳幼児運賃	無料	6 歳未満(小学校入学前)

3 適用する期間又は区間その他の条件を付す場合には、その条件

(1)適用する期間 令和5年9月1日から

(2) 運行日

令和5年9月1日から令和7年8月31日までの月曜日から金曜日とする。 ただし、12月29日から1月3日まで、8月13日から8月15日まで及び 国民の祝日に関する法律に規定する祝日は運休とする。

(3) 利用可能時間

9:00~16:00

(4) 使用車両

トヨタ ハイエースグランドキャビン 車両定員 10 名 (乗客 8 名) 1 台

4 運行事業者【参考】

株式会社じょうてつ(札幌市白石区東札幌1条1丁目1-8)

令和 5 年 月 日 札幌市公共交通協議会 地域公共交通会議南区部会

部会長_____(署名)_

南区におけるデマンド交通実証実験について

運行エリア

